

個人事業税の課税対象となる「代理業」の意義が争われた事例

- 【文献種別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和7年10月2日
【事件番号】 令和7年（行コ）第105号
【事件名】 個人事業税賦課決定処分取消請求控訴事件
【裁判結果】 棄却
【参照法令】 地方税法72条の2第8項23号（令和5年法律第1号による改正前のもの）
【掲載誌】 判例集等未掲載
◆ LEX/DB 文献番号 25624701

鹿兒島国際大学准教授 **大野直也****事実の概要**

本件の控訴人（原告）は、生命保険会社の保険外交員19人である（以下、19人の控訴人をまとめて「Xら」という）。Xらは、保険業法278条1項の規定により生命保険募集人¹⁾の登録を受けた者であり、Xらが所属する生命保険会社（以下「本件生命保険会社」という）との間で、いずれも契約期間を1年間とし、本件生命保険会社のために専業の生命保険募集人としての仕事を行うこと等を任務とし、その対価として歩合制報酬の支払を受けることを約する旨の営業社員雇用契約または営業社員再雇用契約を締結していた。

本件生命保険会社において、Xらは、営業社員（会社に雇用され、生命保険契約の募集業務に従事する者およびそれらの者を管理・監督する地位にある支社長や営業所長）とされ、同社の「営業社員就業規則」が定める就業時間（始業時間9時、終業時間17時30分、休憩12時から1時間）、休日、時間外労働、休暇等の服務規律を遵守する立場にあった。なお、本件生命保険会社が作成した報酬明細上、Xらの報酬は「初年度手数料」、「継続手数料」等であり、それらの合計額の全額が事業所得に計上され、その額から社会保険料が控除された額が差引支給額とされていた。

Xらは、納税地を所轄する税務署長に対し、本件生命保険会社から得た収入金額（歩合制報酬）に係る事業所得等について、令和3年分および令和4年分の所得税等の確定申告書と所得税青色申告決算書（一般用）の提出をした。Xらの事業所得の金額は、Xらが本件生命保険会社から得

た収入金額から、接待交際費、給料賃金、外注工賃、事務所（本件生命保険会社の事務所ではない）の賃料、業務用の車両の減価償却費等の経費（青色事業専従者給与を除く）の額の控除および青色事業専従者控除（地方税法72条の49の12第2項、所得税法57条1項）の全部または一部をして計算されていた。

渋谷都税事務所長らは、Xらに対し、令和3年分および令和4年分の個人事業税の賦課決定処分をした（以下「本件各処分」という）。本件各処分は、Xらが本件生命保険会社の営業社員として行った業務（以下「本件各業務」という）が地方税法72条の2第8項23号の「代理業」に当たるとしてされたものである。

Xらは、本件各処分の取消しを求める審査請求を経て本件訴訟を提起した。本件の争点は、地方税法72条の2第8項23号が定める「代理業」の意義であり、具体的には、代理権を有しない者が行う取引の媒介業務が「代理業」に当たるか否か（争点1）、および、使用人が行う取引の媒介業務が「代理業」に当たるか否か（争点2）である。原審（東京地判令7・3・4裁判所ウェブサイト）は、本件各業務は上記の「代理業」に当たるから本件各処分は適法であるとしてXらの請求をいずれも棄却したことから、Xらがこれを不服として控訴した。なお、控訴にあたり、Xらは後述のとおり主張を補充した。

判決の要旨

請求棄却。

本判決の基本的な判断部分は第一審判決を引用または補正する形をとっているため、判決の要旨を記載するにあたっては、本判決のみならず第一審判決からも適宜引用する。

1 「代理業」の意義（第一審判決から引用）

「地方税法は……『代理業』の定義を特段規定していないところ……『代理業』については、反対の解釈をすべき特段の事由がない限り……商法（同法1条）の規定と整合的に解釈することが相当である。そして、商法が、27条において、代理商につき、商人のためにその平常の営業の部類に属する取引の代理又は媒介をする者で、その商人の使用人でないものをいうと定義しているところ……『代理業』とは、手数料等の報酬の取得を目的として、一定の商人のためにその平常の営業の部類に属する取引の代理又は媒介をする事業をいうものと解することができ、このように解することが、みだりに規定の文言を離れて解釈するものとはいえない。」

「個人事業税の課税客体となる事業に係る解釈は、所得税法上の事業所得に関する……解釈を踏まえて行うことが相当である。

そうすると……『代理業』とは、自己の計算と危険において独立して反復継続的に営まれる事業であって、手数料等の報酬の取得を目的として、一定の商人のために、その平常の営業の部類に属する取引の代理又は媒介をするものであると解するのが相当である。」

2 争点1について（第一審判決から引用）

「Xらは、代理権を有しない者が行う取引の媒介業務が『代理業』に当たると解することは……租税法主義等に反するとともに、課税に当たって混乱を生じさせないように個人事業税の課税客体となる第一種事業を限定的に列举した同法72条の2第8項の趣旨にも反する旨を主張する。しかし、個人事業税の課税客体となる『代理業』の文理解釈に当たって商法の総則の規定である同法27条を参酌することは、当然に許されるものと解され、みだりに地方税法72条の2第8項23号の文言を離れて解釈するものであるとはいえない。」

3 争点2について（第一審判決を補正して引用）

「『代理業』の意義を解釈するに当たって商法27条の『代理商』の定義のうち業務の内容に係る部分とは整合的に解釈すべきであるが、人的要素に係る部分すなわち『その商人の使用人ではない』ことと整合させる必要はなく、個人の事業が『代理業』に当たるか否かは当該個人が使用人であるか否かとは関係なく判断されるべきものであり、商人の使用人が使用人として行う業務が『代理業』に当たる場合があるとしても、文理解釈として不合理とはいえない。」

「Xらが行う本件各業務は……Xらにおいて自己の計算と危険において独立して反復継続的に営まれる業務であるということが出来る一方で……本件生命保険会社の使用人として行う業務としては不自然、不合理であるといわざるを得ない。……Xらと本件生命保険会社との間の契約は、主として準委任契約としての性質を有するものと解されるのであるから、その契約の名称が『営業社員雇用契約』又は『営業社員再雇用契約』であり、Xらが営業社員として本件生命保険会社の就業規則に従う……としても、本件各業務について、Xらが本件生命保険会社の使用人として行う業務であると認めることは困難である。」

4 補充主張に対する判断

控訴審では、Xらから以下の3つの補充主張がなされた。

①「代理業」とは、代理権を有して行う業務であると解するほかはなく、「代理又は媒介」を行う「業」と拡張的に解釈することは許されない。

②「代理業」の意義を商法と整合的に解釈するのであれば、「代理」に代理権のない場合を含まないとする商法504条と整合的に解釈すべきである。仮に、同法27条を参酌するとしても代理権を有して行う「取引の代理」を参酌すべきである。

③Xらは本件生命保険会社の使用人であり、商法27条によれば、使用人が行う業務は「代理商」ではないとされている以上、「代理業」ではないと解釈するほかない。

上記の補充主張に対して、裁判所は以下のとおり判断した。

「地方税法に『代理業』の定義規定が存在しないことから、関連する商法27条の『代理商』の業務の内容に照らして取引の代理又は媒介をする

事業と解したからといって、許されない拡張解釈をするものとはいえない。……地方税法が個人事業税の課税客体を限定列挙したのは課税技術上の観点によるものと解され……限定列挙されていることから『代理業』について代理権を有する場合に限られるとの解釈が導かれるものではない。」(補充主張①に対する判断)

「〔商〕法 504 条は、商行為の代理について民法 100 条のいわゆる顕名主義の特則としてその効果帰属の関係を規定したものであり……『代理業』の解釈において参酌すべきものとはいえない。また、〔商〕法 27 条の『代理商』は『商人のためにその平常の営業の部類に属する取引の代理又は媒介をする者』とされ、その業務の内容として代理と媒介の双方を含むものとされている以上、『代理業』の業務内容を解釈するに当たって、その一方のみを参酌すべきとする合理的理由はない。」(補充主張②に対する判断)

「Xらが本件生命保険会社の使用人であるからといってその行う事業が『代理業』に該当することが直ちに否定されるものではない。」(補充主張③に対する判断)

判例の解説

一 本件の背景と本判決の意義

個人事業税は、個人が地方税法において限定列挙された 70 の法定業種（第一種事業は 37 業種、第二種事業は 3 業種、第三種事業は 30 業種）を行う場合に課されるものである²⁾。本件で問題となった「代理業」も第一種事業として個人事業税の課税対象とされているが³⁾、地方税法では「代理業」の定義が規定されていない。

そうしたなかで、生命保険会社の保険外交員の行う事業については、長きにわたり「代理業」に該当しないとの運用がなされてきたところであるが⁴⁾、平成 29 年度から東京都が従来の運用を変更して個人事業税を課税するようになった⁵⁾。そのため、保険外交員の行う事業が個人事業税の課税対象となる「代理業」に該当するか否かが争われるようになった⁶⁾。

本判決の意義は、第一審判決に続いて、代理権を有しない者が行う取引の媒介業務や使用人が行う取引の媒介業務が「代理業」に該当すると判断したうえで、保険外交員の行う事業が個人事業税

の課税対象となる「代理業」に該当するとの司法判断を下した点にある。

二 本判決の検討

本判決では、第一審判決に続いて、「代理業」の意義を判断するにあたっては商法の規定と整合的に解釈することが相当であるとしたうえで、商法 27 条の「代理商」の定義を手掛かりに「代理業」の意義を判断している。商法 27 条では、「代理商」のことを「商人のためにその平常の営業の部類に属する取引の代理又は媒介をする者で、その商人の使用人でないものをいう」と定義しているところ、そこから、代理権を有しない者が行う取引の媒介業務であっても「代理業」に該当するとの結論を導いている。

地方税法に「代理業」の定義規定がないなかで、商法の規定を手掛かりに判断するというアプローチには一定の合理性があると思われるが、本判決では、商法 27 条の「代理商」の概念をそのまま借用することはせず、「整合的に解釈する」こととしている。そのうえで、業務の内容に係る部分（「取引の代理又は媒介をする者」の部分）とは整合的に解釈すべきであるが、人的要素に係る部分（「その商人の使用人でない」の部分）とは整合させる必要はないとする。人的要素に係る部分も含めて整合させようとする、使用人の行う取引の媒介業務が「代理業」から除かれてしまう可能性があるため、そのような事態を回避したかったのだと想像しうるが、やや説得力に欠ける。

なお、判決の要旨 3 のとおり、本判決では、「個人の事業が『代理業』に当たるか否かは当該個人が使用人であるか否かとは関係なく判断されるべきものであり、商人の使用人が使用人として行う業務が『代理業』に当たる場合があるとしても、文理解釈として不合理とはいえない」と判示されており、補充主張③に対しても同様の判断が示されている。

この判示事項を導くにあたり、本判決ではまず、最判昭 56・4・24 民集 35 巻 3 号 672 頁（いわゆる「弁護士顧問料事件」）を参照して所得税法上の事業所得の定義を持ち出したうえで、Xらが私法上は本件生命保険会社の使用人であるとしても、税法上は、Xらの業務が使用人として行う業務としては不自然、不合理であると判断している（事実の概要に記載のとおり、Xらは歩合制の手数料収

入を事業所得として申告しており、接待交際費、給料賃金、外注工賃、事務所の賃料、業務用の車両の減価償却費等の経費を控除している⁷⁾。さらに、Xらと本件生命保険会社との間の契約が形式的には雇用契約であったとしても、実質的には準委任契約としての性質を有すると判断したうえで、Xらの行う業務が使用人として行う業務であることを否定している。

このように本判決では、「代理業」の意義を判断するにあたり、商法 27 条の「代理商」の定義のなかの業務の内容に係る部分のみを参酌し、人的要素に係る部分については所得税法上の事業所得の定義を持ち出して判断するという判断枠組みがとられている。しかしながら、このような商法と所得税法が交錯した判断枠組みがとられることについては、納税者の予測可能性や法的安定性の観点から妥当なものであったのかという疑問が残る。

三 限定列举方式の問題点と今後の方向性

70 業種に限定列举された個人事業税の課税対象事業は、平成 19 年度の改正以後は見直されていない⁸⁾。そのため、IT 業界の進展や働き方の多様化といった時代の変化にともなう新たな事業形態の出現に対応できておらず、個人事業税の対象となる業種認定が困難になるケースが増加していることが指摘されている⁹⁾。また、法定業種に該当しないという理由で課税されない業種がある点については、課税の公平性の観点からも問題視されている¹⁰⁾。

東京都が保険外交員への運用を変更した背景には、このような問題意識があったものと思われるが、東京都税制調査会からは、限定列举方式を廃止して、原則として事業性を有する全ての事業を課税対象とするべきとの提言がなされている点には留意する必要がある¹¹⁾。

さいごに、本件については、Xらが最高裁に上告および上告受理の申立てを行っているとの報道もなされているところ¹²⁾、最高裁の判断によっては、東京都のみならず、全国の自治体の課税実務に影響を及ぼす可能性があるものと思われる。

●—注

1) 生命保険会社の使用人等で、その生命保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行うものをいう。保

険業法 2 条 19 項。

2) 地方税法 72 条の 2 第 3 項。

3) 地方税法 72 条の 2 第 8 項 23 号。

4) たとえば、昭和 29 年 8 月 14 日自丁府発第 62 号「個人事業税（生命保険外交員に対する課税）の疑義について」により、旧自治省から「代理業（例えば代理店等）でない限り、法定事業に該当しないもの」と思われるから課税は不可である。」との通達が示されている。自治庁税務局編『地方税法逐条解説（事業税篇）』（地方財務協会、1960 年）79～80 頁参照。また、この通達に触れる文献として、横尾徳奈美「都道府県税関係——個人事業税 保険募集人（保険外交員）に対する個人事業税の認定について」月刊税 72 巻 4 号（2017 年）172～178 頁の 174 頁参照。なお、従来から、事務所や事業所を設けて保険代理店を営む個人は、第一種事業の「代理業」として個人事業税の課税対象とされてきた。「東京地裁、保険外交員の業務は『代理業』に該当」T&Amaster1067 号（2025 年）4～7 頁の 4 頁参照。

5) 前掲注 4) T&Amaster1067 号 4 頁参照。

6) 前掲注 4) T&Amaster1067 号 4～5 頁参照。

7) この点について、個人事業税の「事業」の意義は所得税法の「事業」とほぼ同じであるが、完全に同一と捉えているわけではないとする東京都主税局職員の見解がある。実態が従属的役務の提供であり、報酬の性格が実質的に賃金と認められる場合には、所得税では事業所得に該当しても個人事業税の課税対象とならない場合があり、具体的には、報酬の形態だけでなく、経費の負担や指揮監督を受けるか否かなどを総合的に勘案して事業性の有無を判断するとのことである。滝沢拓樹「都道府県税関係——個人事業税 個人事業税における事業性と法定業種」月刊税 80 巻 10 号（2025 年）62～68 頁の 65～66 頁参照。

8) 限定列举方式の経緯については、滝沢・前掲注 7) 64～65 頁参照。

9) 滝沢・前掲注 7) 66 頁参照。例として、システムエンジニアやプログラマーが「請負業」や「コンサルタント業」に該当するか否かの判断や、ギグ・ワーカーや副業としてのフリーランス活動に事業性があるか否かの判断に苦慮する場面があることが挙げられている。

10) 東京都税制調査会『令和 6 年度東京都税制調査会報告—技術革新を活かして経済社会の構造変化に対応する税制—』（令和 6（2024）年 10 月 30 日）37～38 頁参照。

11) 令和 6 年度東京都税制調査会報告・前掲注 10) 38 頁参照。なお、このような東京都による提案は、東京都単独のものではなく、他の自治体とも共同して行われている。滝沢・前掲注 7) 67～68 頁参照。

12) 「東京高裁 保険外交員の個人事業税課税を巡り都が勝訴」週刊税務通信 3872 号（2025 年）8～9 頁の 9 頁参照。